

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日に公共職業安定所に出頭し、基本手当の受給資格を得た。本件は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで基本手当日額を〇円とする旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として取消しを求める事案である。

請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求に及んだ。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。
- 2 本件についてみると、請求人が取消しを求める本件処分は、安定所長によって、前記審査請求棄却決定後の平成〇年〇月〇日付けで取り消され、基本手当日額を〇円とする新たな処分（変更処分）がされている。そうすると、請求人の本件再審査請求は、既に存在しなくなった本件処分の取消しを求めるものであって、審判の対象を欠く不適法なものであり、その欠陥が補正することができないことは明らかであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって、主文のとおり裁決する。